

事 務 連 絡

令和3年1月15日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症対策等としての有料道路における障害者割引の  
郵送手続きを可能とする特例措置について（周知依頼）

日頃より、障害福祉行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」（平成15年11月6日付け障企発第1106001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）により周知しているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要である」とされているところです。

こうした状況を踏まえ、別紙のとおり、国土交通省道路局を通じて高速道路会社から、「新型コロナウイルス感染症対策等としての障害者割引の郵送手続きを可能とする特例措置について」（東日本高速道路株式会社ほか6社連名）について連絡がありましたので、各自治体におかれましては、当該割引措置の申請窓口である管内福祉事務所及び関係機関に対して速やかに周知していただきますよう、よろしく申し上げます。

（特例措置の主な内容）

- ・ 申請者が福祉事務所等に来所して行う申請手続き（新規・変更・更新）は、当面の間は郵送手続による方法も可能とする。この際、福祉事務所等が確認する申請時に必要となる各書類は、原本ではなく写しによる確認も可能とする。